

地域生活支援拠点が4月1日から稼働します

障がい者やその家族が地域で安心して生活することができるようにするため、市より委託を受けた高浜市社会福祉協議会内に地域生活支援コーディネーターを配置し、4月1日より「地域生活支援拠点」が稼働します。「地域生活支援拠点」とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりを実施する場や体制のことです。

②緊急時の受入・対応

介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡を行います。

Q 緊急時の受入の心配がある場合は事前に連絡したほうが良いですか？

Q 自宅以外で受入が難しい場合はどうしたらよいか？

A できる限り事前に準備しておくことが大切です。相談支援事業所又は地域生活支援コーディネーターに相談ください。

A 自宅が安心でき、ヘルパー等の利用で対応可能な場合は、自宅に対応します。

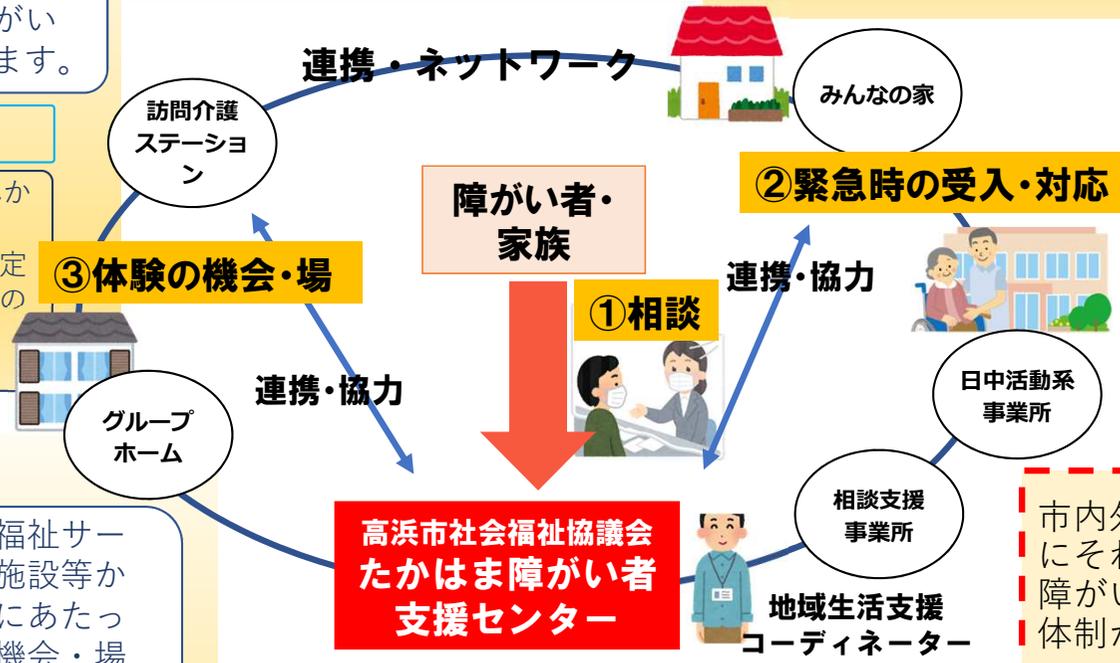
①相談

夜間、休日等の緊急時に相談ができる体制をとり、障がい者からの相談を受け付けます。

Q 夜間、休日の連絡先は？

A 緊急時の連絡体制は、これから地域生活支援コーディネーター等と相談し個人ごとに決定していきます。連絡先が不明のときは市役所宿直（52-1111）へ連絡してください。

たかはま 暮らし 安心ネット



③体験の機会・場

③体験の機会・場

将来的な自立を目指し、福祉サービスの利用や病院・入所施設等から地域での生活への移行にあたって、一人暮らしの体験の機会・場を提供します。

Q 利用した場合の料金は？

A 短期入所など障害福祉サービスを利用される場合は、施設等の規定に従って利用料をお支払いください。みんなの家を利用される場合は、利用料及び必要な実費を市へお支払いください。

④専門的人材の確保・養成

④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者等、重度化する障がいに対応できる高度な専門知識を有する職員の育成・確保をします。

⑤地域の体制づくり

⑤地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を目指します。



障害者地域生活支援施設「みんなの家」外観・内部

市内外の様々な関係機関や社会資源にそれぞれの特徴や強みを活かし、障がい者とその家族を支援する場・体制が地域生活支援拠点です。